

「公共下水道整備予定図」の
[]の区域に土地を
お持ちの方が対象です。

私道について

- ① 私道とは、私有地である(官地でない)道路のことをいいます。
【資料「令和4年度 公共下水道の整備について」の4ページ~をご覧ください。】
- ② 市が公共下水道を整備できる場所は、公が管理する敷地(官地)です。



そのため、私道については、すぐに公共下水道が整備できない場合
があります。

しかし、所有権移転登記等が完了しており、権利者全ての同意が取れている等の条件が揃えば整備できる場合もありますので、下記の問い合わせ先までご相談ください。

○北部地域に対象の土地をお持ちの方

→下水道整備課(山口市宮島町7番1号 山口市上下水道局 2階)

○南部地域に対象の土地をお持ちの方

→南部上下水道事務所(山口市小郡下郷 609-1 小郡総合支所 1階)